

令和7年4月1日施行の改正建築基準法・建築物省エネ法による
建築確認申請を要する建築物の概要

令和6年7月1日
 群馬県国土整備部建築課審査指導係

〔現 行〕

区分	規模等	適用区域	工事種別	特定 行政庁	確認審査 期限等	省エネ基準 適合等義務
1号建築物	特殊建築物 当該用途床面積 > 200 m ²	都市計画区域 内・外	新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替 用途変更	6市	35日 〔審査省略 なし〕	300 m ² 以上の非住宅 適合義務 〔省エネ適判〕
2号建築物	木造建築物 階数≧3又は 延べ面積>500 m ² 又は高さ>13m 又は軒高>9m		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替	又は 県 <small>各土木事務所 建築係 (前橋、高崎、中之 条、沼田、太田)</small>		
3号建築物	非木造建築物 階数≧2 又は 延べ面積>200 m ²		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替	6市 又は 限特	7日 〔審査省略 あり〕	300 m ² 以上の住宅 届出義務
4号建築物	上記以外 木造階数≦2 非木造階数=1 など		都市計画区域 内	新築 増築 改築 移転	沼田市、渋川市 藤岡市、富岡市 安中市、みどり市 又は 県	消防同意期限 は3日

〔改正後〕

区分	規模等	適用区域	工事種別 ^{※1}	特定 行政庁	確認審査 期限等	省エネ基準 適合義務等 ^{※3}
1号建築物	特殊建築物 当該用途床面積 > 200 m ²	都市計画区域 内・外	新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替 用途変更	6市 又は 県	35日 〔審査省略 なし〕	適合義務 〔省エネ適判〕 ^{※4}
新2号建築物	木造・非木造 建築物 階数≧2 又は 延べ面積>200 m ²		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替	限特 <small>階数≦2 かつ 延べ面積≦300 m² かつ 高さ≦16m の木造建築物 に限る</small> 又は 県		
新3号建築物	上記以外 階数=1 かつ 延べ面積≦200 m ²		都市計画区域 内	新築 増築 改築 移転	6市 又は 限特 又は 県	7日 〔審査省略 あり〕

- ※1 防火・準防火地域以外における、床面積10 m²以内の増築、改築、移転は確認申請不要（改正なし）
- ※3 小規模建築物（床面積10 m²以下）、空調設備を設ける必要がない建築物、仮設建築物等は適用除外
- ※5 省エネ適判が不要でも、建築行為については省エネ基準適合義務の対象

- ※2 防火地域・準防火地域以外の一戸建て住宅等は通知（改正なし）
- ※4 住宅について仕様基準に基づき評価する場合、省エネ性能を有する設計住宅評価を受けた場合、長期優良住宅の認定を受けた場合等は不要（建築確認審査で適合性を確認）*改正建築物省エネ法施行規則第2条